

1 処分の内容

区 分	概 要	所 属	処分者数	処分量定
行為者	無許可専従行為者	神奈川県労働局 総務部総務課	人 2	減給2月 (2/10)
管理者 無許可 専従 行為 の 黙 認	適正な労使関係を構築する責任を有する者	神奈川県労働局 総務部長	人 2〔1〕 (1)	減給2月 (2/10)
	総務部長を補助する者であり、かつ、行為者の直属の上司	神奈川県労働局 総務部総務課 長	人 1 (2)	減給2月 (2/10)
	総務部長及び総務課長を補助する者	神奈川県労働局 総務部総務課 人事計画官	人 2 (1)	減給1月 (1/10)
	不適正な労使関係の防止に対する指導監督責任者	神奈川県労働局 長	人 0 (3)	減給2月 (2/10)
計			人 7 (7)	

※ 処分者数欄の（ ）内の数は、既に退職しており処分できない者の人数であり外数。

また、〔 〕内の数は、現在、団体出向中のため、復職時に処分予定である者の人数であり、処分者数2名のうちの内数。

なお、所属はそれぞれ当時のもの。

2 退職者に係る自主返納

処分事由に該当するが、既に退職しているため処分できない者に対しては、処分を受けたとした場合の給与減額相当分について自主返納を求める。

3 無許可専従行為者に係る給与の返納について

無許可専従行為者に対し、給与の返還を求める額は、約1550万円（※）であり、これに係る利息相当額と併せて返納を求める。

（※）無許可専従行為者に支払われた給与の総額（約1900万円）から、一部本来業務等を行っていた部分に係る給与の額（約350万円）を除いた額。

4 再発防止策について

別紙1のような再発防止策を講じ、二度とこのような事態が生じないように徹底する。

5 無許可専従が生じた要因

別紙2のように、無許可専従が生じた要因は、当時、①行為者において、様々な問題に対し職員団体の意見を反映させることに著しく重点が置かれ、勤務時間中においても職員団体の活動に専念してしまったこと、②管理者において、職員管理が極めて不十分であり、行為者の専従行為を是正するまでに時間を要してしまったこと、と考えられる。

再発防止策について

- 1 全国労働局長会議（本年 10 月 7 日開催）における職員管理の徹底
全国労働局長会議において、労働局管理者はもとより、労働基準監督署及び公共職業安定所の管理者に対し職員管理の徹底を図ることを指示した。

- 2 「都道府県労働局法令遵守要綱」の策定
平成 18 年 11 月 10 日に策定した「都道府県労働局不正経理等防止対策要綱」を見直し、「都道府県労働局法令遵守要綱」を策定（平成 20 年 12 月 19 日付け通知）し、当該要綱に「職員管理の徹底」として次の内容を盛り込んだ。
 - (1) 交渉を行う場合、国家公務員法に基づき適正に行うこと。
 - (2) 短期専従及び職務専念義務免除に関する処理について、人事院規則により適正に行うこと。
 - (3) 交渉が行われた場合は、交渉内容の議事概要をホームページに公開すること。

- 3 内部点検及び検証
上記要綱に定める事項を点検するため「法令遵守チェックリスト」に職員管理の徹底についての項目を設け、各年度、各都道府県労働局は実施状況の点検を行い、労働局長が検証を行うとともに、本省に報告を行うこととさせる。
本省においては、その検証結果を地方支分部局法令遵守委員会に報告し、当該取組みについての評価を行い、ホームページ上に公表する。

- 4 内部通報制度の活用
内部通報制度の周知を引き続き図ることとし、新たな情報が寄せられた場合には、これまで同様に詳細な調査を行う。

無許可専従が生じた要因等について

1 平成15年度及び16年度

(1) 要因

平成15年度及び16年度当時、全労働省労働組合神奈川支部書記長であった職員(以下「行為者A」とする)は、書記長経験を重ねてきたこともあり、各種の事項に対し職員団体の意見を反映させるため、当局側に対して逐一協議を求め、当局側と協議、話し合いの多くを勤務時間中に行うとともに、これらの準備のために多くの時間を要し、結果的に自らの職務をおろそかにし、職員団体の活動に専念してしまったと考えられる。

これに対して管理者は、国家公務員法に基づく適法な交渉かどうかの整理を行うことなく、安易に勤務時間中に対応するなど職員管理が極めて不十分であったことから、その迅速な是正が図られなかったものと考えられる。

(2) 是正

平成17年4月に行為者Aを課内の別のX係に異動させるとともに、行為者Aに対し、職務を適正に行うよう管理者が指示し是正させた。

2 平成18年度

(1) 要因

平成18年度当時、全労働省労働組合神奈川支部書記長であった職員(以下「行為者B」とする)は、平成18年4月に行為者Aと同じX係に異動したが、行為者Bは職員団体役員としての経験が浅いこともあり、当時、様々な諸問題に対して逐一職員団体としての意見を反映させるため、当局への対応やその準備に多くの時間を要し、結果的に自らの職務をおろそかにし、職員団体の活動に専念してしまったものと考えられる。

これに対して、管理者は、①平成18年度前半において不正経理事案への対応に負われており、職員管理が極めて不十分であったこと、②行為者Aと同じX係に配置し、業務は適正に行われているという思いから行為者Bに対して目が行き届かなかったこと、から迅速な是正が図られなかったものと考えられる。

(2) 是正

平成19年4月に、行為者BをY係に異動させるとともに、行為者Bに対し職務を適正に行うよう管理者より指示するほか、管理職において職員管理を徹底し、平成19年4月以降無許可専従は生じていない。

都道府県労働局における無許可専従に関する調査結果（概要）

平成20年9月19日
厚生労働省大臣官房地方課

1 調査体制

- 総務省からの指示を受け、都道府県労働局における無許可専従の有無を明らかにするため、管理者調査、関係書類調査及び上司・同僚等への聴き取り調査を本年5月～8月にかけて集中的に実施した。
- 外部委員（弁護士及び公認会計士）3名の参画する「地方支分部局法令遵守委員会」において、調査手法等調査全般について検討の上、実施した。
- 関係職員のヒアリング等調査の実施については、本省大臣官房地方課地方支分部局法令遵守室員等が担当した。

2 調査対象期間

平成10年4月1日～平成20年5月1日

3 調査結果

- 神奈川労働局の2名の職員について「無許可専従」が行われていたものと認めることが適当である。
 - 理由：① 関係書類調査において「起案又は押印した決裁文書や出張がないこと」
 - ② 当該職員の管理者、上司及び同僚に対する聴き取り調査において、「明らかに無許可専従に該当する」旨の回答がある一方、「該当しない」旨の回答がないこと
 - ③ 本人は否定しているが理由に裏付けがないことから、「無許可専従」にあたと判断。
- 無許可専従が行われていたと認められる職員
 - 総務部職員1名（平成15年度～16年度）
 - 総務部職員1名（平成18年度）
- ※ いずれも当時、全労働省労働組合神奈川支部書記長。また、組合事務所が総務部の入居するビル内にあった。

4 今後の対応

今回の調査で明らかになった「無許可専従」に係る行為者等について、三ヶ月以内を目途に国家公務員法に基づく懲戒処分等を行う。併せて、会計法に基づき給与の返還請求を行う。